

## 令和5年度公益財団法人豊橋市スポーツ協会 資格移行支援助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人豊橋市スポーツ協会（以下「協会」という。）が、登録する単位スポーツ少年団の指導者が JSPO 公認コーチングアシスタント（以下「コーチングアシスタント」という。）への移行、また JSPO 公認スタートコーチ（スポーツ少年団）（以下「スタートコーチ」という。）への資格登録に対して、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

(1) 単位スポーツ少年団 豊橋市スポーツ協会加盟の競技別統括団体から承認を得て、豊橋市スポーツ少年団本部に登録された団体をいう。

(2) コーチングアシスタント、スタートコーチ（スポーツ少年団） JSPO 公認スポーツ指導者制度の中に 2019年4月に新たに設置された登録・更新制の資格をいう。

### (助成対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 引き続き令和6年度以降も登録予定の単位スポーツ少年団であること
- (2) 単位スポーツ少年団につき20歳以上の指導者2名までであること
- (3) コーチングアシスタントへの移行を行う者またはスタートコーチ取得者

### (助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費（以下、「助成対象経費」という。）は、資格登録に要する次の費用とする。

- 1 資格登録料（10,000円/4年）
- 2 初期登録手数料3,300円は助成対象経費に含まない。

### (助成金額)

第4条 助成金の額は、助成対象経費の2分の1とする。

### (助成金の交付申請及び実績報告)

第5条 助成金の交付を受けようとする単位スポーツ少年団は、資格移行支援助成金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、理事長に申請するものとする。

(1) コーチングアシスタントまたはスタートコーチの登録証の写し（登録申請中で登録証がない場合は、届き次第写しを提出）

- (2) その他理事長が必要と認める書類

(助成金の交付申請の時期)

第 6 条 助成金の交付申請の時期は、令和 6 年 2 月 2 9 日までとする。ただし、理事長がやむを得ないと認めるときは、この限りではない。

(助成金の交付申請の受付停止)

第 7 条 理事長は、助成金の交付申請を先着順に受け付けるものとし、当該申請に係る助成金の額が予算の範囲を超えると認めるときは、当該申請の受付を停止することができる。

(助成金の交付の決定等)

第 8 条 理事長は、第 5 条の規定による提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の要件に適合すると認めるときは、助成金の交付額を確定し、資格移行支援助成金交付決定通知書（第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第 9 条 理事長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者がいるときは、その者から当該助成金を返還させることができる。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。